

医療に関する広告規制について

1. 医療広告規制の見直しについて

議題① 医療広告ガイドラインの改正について

医師少数区域等で勤務した医師

○ 現行医療広告ガイドライン（平成30年5月8日付け医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知の別添3）の第5の4の（5）の後に、以下の内容を追加してはどうか。

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第5 広告可能な事項について 4 広告可能な事項の具体的な内容 (1) ~ (14) (略)</p> <p>関連記載なし</p> | <p>第5 広告可能な事項について 4 広告可能な事項の具体的な内容 (1) ~ (5) (略) <u>(6) 第5条の2第1項の認定を受けた医師である場合には、その旨（第6号関係）</u> <u>本号の規定により、医師少数区域等で勤務した医師が、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（令和2年1月16日医政発0116第2号厚生労働省医政局長通知）で定める「医師少数区域経験認定医師」である旨を広告可能であること。</u> (7) ~ <u>(15)</u> (略)</p> |

※ 現行医療広告ガイドラインの第5の4の（6）から（14）は、それぞれ、第5の4の（7）から（15）に繰り下がる。

2. 医療広告ガイドラインの記載整備について

議題② 医療広告ガイドラインの記載整備について

医療広告ガイドラインの記載整備について

- 今般のガイドラインの改正に併せて、現行ガイドラインの記載順序の見直し、表現の統一等の記載整備を行う。

主な記載整備の内容

1. 記載順序・位置の見直し

① 記載順序の変更（法令の記載順等に合わせるもの）

- ・「第3 禁止される広告について」の「1 禁止の対象となる広告の内容」

| 項目番号 | | | 項目名 | 根拠法令・条項等 |
|------|---|-----|--|--------------|
| 現行 | → | 新 | | |
| (2) | → | (1) | 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告） | 法第6条の5第1項 |
| (3) | → | (2) | 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較優良広告） | 法第6条の5第2項第1号 |
| (4) | → | (3) | 誇大な広告（誇大広告） | 法第6条の5第2項第2号 |
| (7) | → | (4) | 公序良俗に反する内容の広告 | 法第6条の5第2項第3号 |
| (1) | → | (5) | 広告が可能とされていない事項の広告 | 法第6条の5第3項 |
| (5) | → | (6) | 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 | 省令第1条の9第1号 |
| (6) | → | (7) | 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれのある治療等の前又は後の写真等 | 省令第1条の9第2号 |

② 記載位置の見直し（現行の法令等の位置づけに合わせるもの）

- ・機能評価係数Ⅱにおいて公表を求める項目

| 現行 | → | 新 |
|----------------------------|---|---|
| 第5の4の(13)法第6条の5第3項第13号関係のキ | → | 第5の4の(15)法第6条の5第3項第15号関係のク（広告告示第4条第12号関係） ※ 現行の第5の4の(14)の「コ～タ」は、(15)の「サ～チ」に、それぞれ1つずつ繰り下げ。 ※ 現行の第5の4の(13)の「ク～コ」は、(14)の「キ～ケ」に、それぞれ1つずつ繰り上げ。 |

③ 記載順序の変更（「広告可能事項の限定解除の要件等」を「広告可能事項」の後に変更）

| 項目番号 | | | 項目名 |
|------|---|----|-----------------|
| 現行 | → | 新 | |
| 第5 | → | 第4 | 広告可能な事項について |
| 第4 | → | 第5 | 広告可能事項の限定解除の要件等 |

医療広告ガイドラインの記載整備について

主な記載整備の内容

1. 記載順序・位置の見直し（続き）

④ 記載位置の見直し（他法令との関係に関する内容を集約）

- 第1の2及び第1の3の2箇所に分かれて記載されていた他法令との関係に関する記載を第1の3に集約。

| 現行 | → | 新 |
|---|---|---|
| <p>2 基本的な考え方 (2) 禁止される広告の基本的な考え方 （略）また、（3）によって広告可能事項が…（中略）…されている。 さらに、<u>医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器法」という。）等の他法令やそれら法令に関連する広告の指針に…（中略）…行わないこととする。</u> また、品位を損ねる内容の広告等…（中略）…現に慎むべきものである。</p> <p>3 他の法律における規制との関係 医療に関する広告の規制については、…（中略）…以下「景表法」という。）、<u>医薬品医療機器等法</u>等があり、…（中略）…。このため、法の運用に当たっては、…（以下、略）</p> | → | <p>2 基本的な考え方 (2) 禁止される広告の基本的な考え方 （略）また、（3）によって広告可能事項が…（中略）…されている。</p> <p>※ <u>（削除）</u></p> <p>さらに、品位を損ねる内容の広告等…（中略）…現に慎むべきものである。</p> <p>3 他の法律における規制との関係 医療広告の規制については、…（中略）…以下「景表法」という。）、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）</u>等があり、…（中略）…。このため、<u>他法令やそれら法令に関連する広告の指針に…（中略）…行わないこととする。</u>また、法の運用に当たっては、…（以下、略）</p> |

2. 広告可能事項の明確化

- 法律で規定されている広告可能事項を見出しに具体的に記載。（併せて本文中の記載も変更。）

| 現行（第1号関係のみ例示。以降同様に変更） | → | 新（第1号関係のみ例示。以降同様に変更。） |
|---|---|---|
| <p>(1) 法第6条の5第3項第1号関係 <u>「医師又は歯科医師である旨」</u>については、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2号に規定する免許を有する医師又は歯科医師である旨を医業又は歯科医業に関する広告に記載できるものであること。（以下、略）</p> | → | <p>(1) 医師又は歯科医師である旨（法第6条の5第3項第1号関係） 本号の規定により、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第2号に規定する免許を有する医師又は歯科医師である旨を医業又は歯科医業に関する広告に記載できるものであること。（以下、略）</p> |

3. その他、表現の適正化

參考資料

改正の趣旨

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の概要

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
 - ・臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
 - ・専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
- 都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・健康保険法等について所要の規定の整備 等

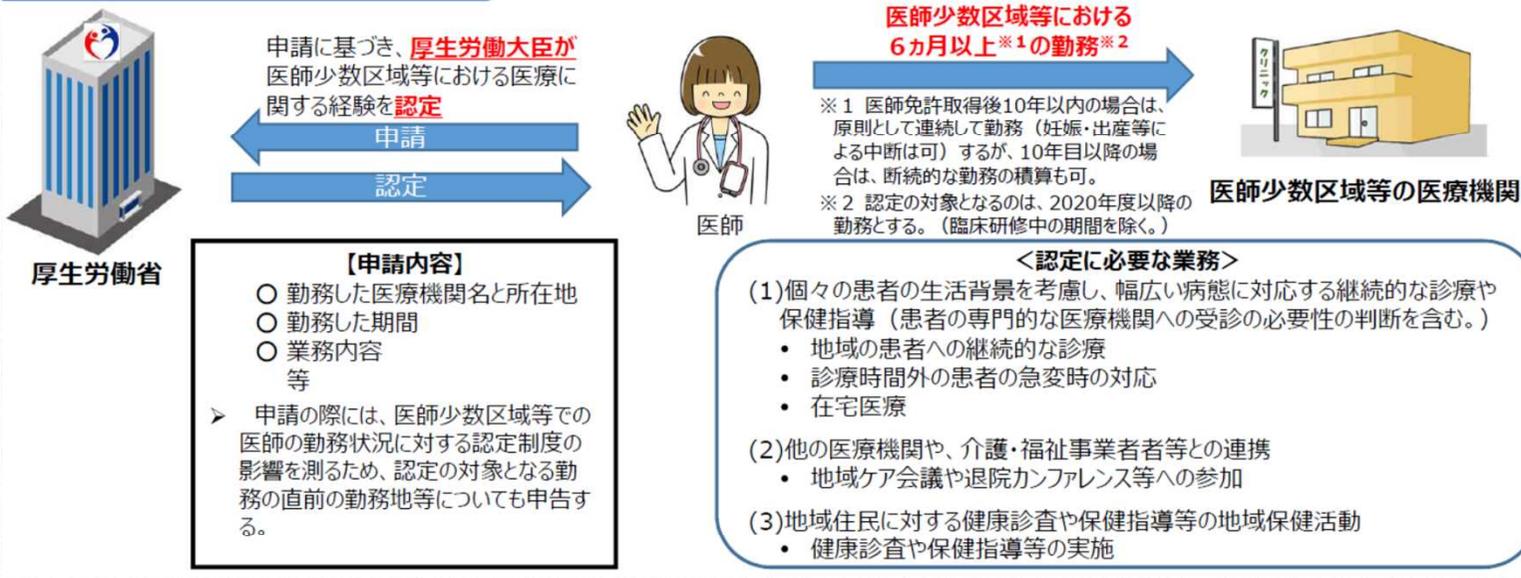
施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度について

- 医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する。

認定に必要な勤務期間や業務内容



認定医師等に対するインセンティブ

① 一定の病院の管理者としての評価

- ・ 地域医療支援病院のうち医師派遣・環境整備機能を有する病院[※]の管理者は、認定医師でなければならないこととする。（2020年度以降に臨床研修を開始した医師を管理者とする場合に限る。）
- ※管理者要件に認定医師であることを加える病院の範囲については、施行後の認定制度の普及状況等を踏まえ見直しの必要性について検討する。

② 認定医師や医療機関に対する経済的インセンティブ

- ・ 認定医師個人や、認定医師によって質の高いプライマリ・ケアが提供される医療機関等に対する経済的インセンティブの設定について検討を行う。

医師少数区域等で勤務した医師の広告について (医療法第6条の5第3項)

○ 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医療法第6条の5第3項第6号が追加され、令和2年4月1日付けで施行。

○ 医療法関係条文

第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができる。

2～4（略）

第六条の五 1～2（略）

3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一～五（略）

六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

七～十五（略）

4（略）